

緑が丘・陽光地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 緑が丘・陽光地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び総合事業の対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の事業は次の基本方針に従って行うものとする。

- 一 要支援状態になった場合でも、その利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるように支援する。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉サービスが提供されるようにする。
- 三 サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅サービスが中立、公正に行われることとする。
- 四 サービスの提供に当たっては、常に中立、公正な立場で関係機関、他の介護予防事業者等と連携を取り、地域住民の理解のもと支援を実施する。
- 五 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 緑が丘・陽光地域包括支援センター
- 二 所在地 栃木県宇都宮市双葉1丁目13-56

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 保健師又は看護師 1名以上
- 三 主任介護支援専門員 1名以上
- 四 社会福祉士 1名以上
- 五 介護支援専門員 1名以上
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(休業日は、土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日)
- 二 営業時間 月から金（8：30～17：15）
電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービス提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次の通りとし、相談員等がその提供に当たる。

- 一 要支援者等の依頼を受けてその心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス及び介護予防ケアマネジメント等の種類、内容等を定めた介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画（以下、「予防プラン等」という。）を作成する。
- 二 予防プラン等に基づくサービスの提供が確保されるよう、予防サービス提供事業者等との連絡調整を行うこととする。
- 三 その他予防プラン等達成に必要な事項
 - (1) 相談員等は居宅を訪問し、又は当事業所において利用者及び家族の相談を受けるものとする。
 - (2) サービスの利用ができるように居宅介護支援事業者等と連携し、利用申込者と当事業所間において契約を締結する。
 - (3) 従業者は、予防サービス計画の作成に当たっては、情報を収集し解決すべき課題を把握し作成する。
 - (4) 従業者は、予防プラン等の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るために、当該サービス担当者から情報を収集し、サービス担当者会議を開催する。
 - (5) 事業者は、サービスの実施状況を把握し一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行うこととする。
 - (6) サービスの利用料の額は、厚生労働省の定める基準若しくは宇都宮市介護予防・日常生活総合事業の実施に関する要綱による額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は徴収しない。
 - (7) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は宇都宮市とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用時
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、栃木保健医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待の発生を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、または、虐待の通報や相談を受けた場合は、速やかに、市担当課と連携して対応に当たる。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条 事業所は、感染症や災害防止の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

- 第12条 事業所は、職場において行われる性的な言動、または、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

(一部修正、職員の職種、員数、及び職務内容について)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(一部修正、職員の職種、員数、及び職務内容について)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部修正、文言追加)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(一部修正、虐待防止、業務継続計画、衛生管理等について追加)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(一部修正、営業日及び営業時間について修正、ハラスメント対策について追加)